



熊本県公報

号外 第7号
令和元年(2019年)
7月1日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|---|----------------|
| 条 例 | |
| ○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課) 4 |
| ○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (〃) 5 |
| ○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例 | (〃) 5 |
| ○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 | (〃) 6 |
| ○熊本県手数料条例の一部を改正する条例 | (財政課) 10 |
| ○熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例 | (県政情報文書課) 11 |
| ○熊本県税条例等の一部を改正する条例 | (〃) (税務課) 11 |
| ○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | (子ども家庭福祉課) 27 |
| ○熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例 | (くらしの安全推進課) 27 |
| ○熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例 | (労働雇用創生課) 28 |
| ○熊本県森林環境譲与税基金条例 | (森林整備課) 28 |
| ○熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例 | (都市計画課) 28 |
| ○熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例 | (体育保健課) 29 |

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 地方税法の一部改正により軽自動車税の環境性能割が創設されることに伴い、個人番号の利用に係る関係規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
 - 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。
- ◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 感染症防疫作業手当の対象となる家畜伝染病に、知事が口蹄疫等に相当すると認める家畜伝染病を追加することとした。(第4条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成31年2月19日から適用することとした。
- ◇熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例
 - 1 目的について定めることとした。(第1条関係)
 - 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)の給与の種類並びに報酬の額及び決定方法について定めることとした。(第2条、第3条関係)
 - 3 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給与の種類並びに給料の額及び決定方法について定めることとした。(第2条、第4条、別表関係)
 - 4 2及び3に定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の額、支給方法等に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第5条関係)
 - 5 第1号会計年度任用職員の公務のための旅行及び通勤に係る費用弁償の額及び支給方法について定めることとした。(第6条、第8条関係)
 - 6 第2号会計年度任用職員の公務のための旅行に係る旅費の種類、額及び支給方法について定めることとした。(第7条関係)
 - 7 この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第9条関係)
 - 8 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により会計年度任用職員制度の創設等に係る関係規定の整備等を行うこととした。

1 会計年度任用職員制度の創設に伴う関係条例の規定の整備

(1) 給与関係

ア 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（第1条、第15条の9関係）

【第1条】

イ 熊本県職員等の旅費に関する条例（第1条関係）【第4条】

ウ 熊本県職員等退職手当支給条例（第2条関係）【第5条】

エ 熊本県報酬及び費用弁償条例（第1条、別表第2関係）【第9条】

オ 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（第2条、第14条、第15条、第15条の2関係）【第10条】

カ 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第19条—第19条の3関係）【第11条】

キ 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（第27条、第27条の2関係）【第17条】

(2) 分限・懲戒関係

ア 熊本県職員の分限に関する条例（第6条関係）【第2条】

イ 熊本県職員の懲戒に関する条例（第4条関係）【第3条】

ウ 熊本県警察職員の懲戒に関する条例（第4条関係）【第7条】

(3) 勤務条件関係

ア 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（第2条、第2条の2の2、第2条の2の3、第3条、第7条、第8条、第28条—第30条関係）【第13条】

イ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第17条関係）【第14条】

2 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の規定の整理

(1) 熊本県警察職員定数条例（第1条、第4条関係）【第6条】

(2) 熊本県職員定数条例（第1条関係）【第8条】

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（第2条関係）【第12条】

(4) 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（第2条、第11条関係）【第15条】

(5) 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第3条関係）【第16条】

3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次のとおり手数料の額を改定することとした。

- (1) 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料 8,600円から8,700円に改定
- (2) 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料 11,000円から12,000円に改定
- (3) 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料 11,000円から12,000円に改定
- (4) 危険物取扱者試験手数料 6,500円ほかから6,600円ほか
- (5) 丙種火薬類製造保安責任者試験手数料又は火薬類取扱保安責任者試験手数料 17,000円から18,000円に改定
- (6) 建築士免許手数料 19,200円から19,300円に改定
- (7) 建築士試験受験手数料 17,700円から17,900円に改定
- (8) 採石業務管理者試験手数料 8,000円から8,100円に改定
- (9) 毒物劇物製造又は輸入業登録手数料（原体の製造、輸入業者に係るもの） 20,600円から20,700円に改定
- (10) 高圧ガス販売主任者試験受験手数料 7,600円ほかから7,900円ほか
- (11) 高圧ガス製造保安責任者試験受験手数料 9,000円ほかから9,300円ほか
- (12) 猟銃及び空気銃取扱講習会受講手数料 6,800円から6,900円に改定
- (13) 猟銃操作射撃技能講習受講手数料 12,300円から12,700円に改定
- (14) 年少射撃資格講習会受講手数料 9,700円から9,800円に改定
- (15) 電気工事士免状交付手数料 5,900円ほかから6,000円ほか
- (16) 電気工事士免状再交付手数料 2,600円から2,700円に改定
- (17) 電気工事士免状書換え手数料 2,000円から2,100円に改定

- (18) 液化石油ガス設備士試験受験手数料
20,700円ほかから21,400円ほかに変更
- (19) 技能検定試験手数料
17,900円ほかから18,200円ほかに変更
- (20) 機械警備業務管理者講習受講手数料
38,000円から39,000円に変更
- 2 手数料の不還付について、所要の規定の整理を行うこととした。(第5条関係)
- 3 工業標準化法(昭和24年法律第185号)の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第26の11関係)
- 4 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から、3は令和元年7月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の4条例について、様式の寸法(日本工業規格A4)の規定を削除することとした。
 - (1) 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例(別記様式関係)
 - (2) 熊本県種雄畜条例(別記第2号様式、別記第4号様式—別記第6号様式、別記第8号様式、別記第9号様式関係)
 - (3) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例(別記様式関係)
 - (4) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例(別記様式関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
 - (1) 法人事業税
法人事業税の一部の譲与税原資化に伴い、法人事業税所得割及び収入割の税率を引き下げることとした。(第41条、附則第6条の3関係)
 - (2) 自動車税
 - ア 環境性能割の税率区分を見直すこととした。(第100条の3関係)
 - イ 自家用乗用車等に係る種別割の税率を引き下げることとした。(第101条関係)
 - ウ 環境性能割の非課税規定を創設することとした。(附則第8条の8、附則第8条の9関係)
 - エ 環境性能割の賦課徴収の特例を創設することとした。(附則第8条の10関係)
 - オ 環境性能割の税率の特例措置を追加することとした。(附則第8条の11関係)
 - カ 環境性能割の課税標準の特例を創設することとした。(附則第8条の12関係)
 - キ 種別割の税率の特例について規定の整備を行うこととした。(附則第9条、附則第9条の2関係)
 - ク 種別割の賦課徴収の特例を創設することとした。(附則第9条の3関係)
 - (3) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る事務の委任規定を設けることとした。(附則第3条の2関係)
 - (4) 元号改正に伴う規定の整理を行うこととした。(附則第6条の7—附則第8条の2、附則第8条の4、附則第13条の2—附則第14条、附則第16条、附則第17条関係)
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。(第3条、第35条関係)
- 2 熊本県税条例の一部改正【第2条】
 - (1) 個人県民税
森林環境税の創設に伴う規定の整理を行うこととした。(第33条、第35条関係)
 - (2) 自動車税
令和4年度及び令和5年度の種別割の税率の特例について規定の整備を行うこととした。(附則第9条、附則第9条の2関係)
 - (3) その他規定の整理を行うこととした。(附則第9条の3関係)
- 3 熊本県自動車税事務所条例の一部改正【第3条】
熊本県税条例において、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る事務の委任規定を設けたことに伴う関係規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- 4 この条例は、令和元年10月1日から施行することとした。ただし、2(2)及び3並びに5の一部は令和3年4月1日から、2(1)及び5の一部は令和6年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 心理療法担当職員等の資格要件における短期大学卒業者の取扱いを明確化することとした。(第27条関係)
- 2 母子支援員等の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を追加すること

- とした。(第38条、第54条、第107条関係)
- 3 児童指導員等の資格要件を教諭の免許状を有する者に改めることとした。(第54条、第61条、第107条関係)
 - 4 児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加することとした。(第61条関係)
 - 5 その他規定の整理を行うこととした。(第36条、第59条、第61条、第69条、第97条、第105条、第107条、附則第5条関係)
 - 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

- 1 農薬取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条、第17条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、専門課程の学科名を改めることとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県森林環境譲与税基金条例

- 1 熊本県森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
 - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
 - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。(第3条関係)
 - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 基金の運用について定めることとした。(第5条関係)
 - (6) 基金の処分について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に加え、広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に管理義務を負わせ、これらの者に補修、除却その他必要な管理を行わせることとした。(第13条関係)
- 2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者に専門知識を有する者による広告物等の点検を受けることを義務付けることとした。(第13条の2関係)
- 3 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けた者が許可の期間の更新を申請する場合は、点検の結果を知事に提出するよう義務付けることとした。(第13条の2関係)
- 4 3の点検の結果異常があり、かつ、その改善が図られていないと認めるときは、知事は許可の期間の更新をしないこととした。(第13条の2関係)
- 5 1の管理義務を負う者の拡大に伴い関係規定を整理することとした。(第25条、第26条関係)
- 6 その他規定の整理を行うこととした。(第13条、第15条関係)
- 7 この条例は、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める日から施行することとした。

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| (1) | 6の一部 | 公布の日 |
| (2) | 1、2、5及び6の一部 | 令和元年10月1日 |
| (3) | (1)、(2)以外 | 令和2年1月1日 |
- 8 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

- 1 大型映像装置の使用料を追加することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和元年10月2日から施行することとした。

条 例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第1号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「賦課徴収」の次に「並びに地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第2号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「、低病原性鳥インフルエンザその他知事がこれらに相当すると認める家畜伝染病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成31年2月19日から適用する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条及び次条において「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第5条において「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

3 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

第3条 第1号会計年度任用職員の報酬の額は、日額、月額又は時間額により、人事委員会規則で定めるところにより決定する。ただし、月額により決定する場合には、任命権者は、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

2 前項の報酬の額は、第1号会計年度任用職員をその職員の職務に従事する第2号会計年度任用職員と仮定し、かつ、その第2号会計年度任用職員に次条の規定を適用したと仮定して決定するものとする。

3 前2項の規定により難しい特別の事情があると認められる第1号会計年度任用職員の報酬については、前2項の規定にかかわらず、熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号。第6条第2項において「報酬等条例」という。）別表第1第16号に定める日額の報酬額（報酬の額を月額又は時間額により決定する場合にあっては、これに相当する額として人事委員会規則で定める額）を超えない範囲内で、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その額を決定することができる。

第4条 第2号会計年度任用職員の給料の額は、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

(給与の額、支給方法等)

第5条 前2条に定めるもののほか、第2条に掲げる給与の額、支給方法等に関し必要な事項は、前条に定めるもののほかに、第2条に掲げる給与の額、支給方法等にかつ、熊本県一般職の職員等に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)以下「一般職給与条例」という。)

第6条 前項の規定による費用の額及び支給方法は、別表第2の項の適用を受ける職員(第1号会計年度任用職員の公務のため旅行したときは、旅費を支給する。)

第7条 前項の規定による費用の額及び支給方法は、別表第1の8級以下の職務にある者の項の適用を受ける職員(第2号会計年度任用職員の旅費)の例による。

第8条 第1号会計年度任用職員が一般職給与条例第10条第1項、市町村立学校給与条例第10条に規定するときは、通勤に係る費用を弁償する。

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 職 種 | 月 額 |
|-----------------------------|--|
| 研究員 | 一般職員給与条例別表第3研究職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額 |
| 医師及び歯科医師 | 一般職員給与条例別表第4医療職給料表ア医療職給料表(1)に定める2級における最高の号給の給料月額 |
| 薬剤師、獣医師、栄養士その他の人事委員会規則で定める職 | 一般職員給与条例別表第4医療職給料表イ医療職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額 |
| 保健師、看護師その他の人事委員会規則で定める職 | 一般職員給与条例別表第4医療職給料表ウ医療職給料表(3)に定める1級における最高の号給の給料月額 |
| 県立学校の講師その他の人事委員会規則で定める職 | 県立学校給与条例別表第1教育職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額 |
| 市町村立学校の講師その他の人事委員会規則で定める職 | 市町村立学校給与条例別表第1教育職給料表(3)に定める1級における最高の号給の給料月額 |
| 前記以外の職 | 一般職員給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額 |

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(熊本県一般職の職員等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改め、「事務職員(」の次に「これらの職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第15条の9の見出し中「臨時職員又は非常勤職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時職員又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条

の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員」に改める。
（熊本県職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県職員の分限に関する条例（昭和26年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。
4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により、任命権者が定める任期の範囲内」とする。
（熊本県職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県職員の懲戒に関する条例（昭和26年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料に」を「給料に」に改め、「加算した額」の次に「、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）第3条第1項に規定する報酬の額（同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。）」を加える。
（熊本県職員等旅費に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村立学校職員（」の次に「これらの職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。
第28条の3を削る。
（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第5条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。
ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。
（熊本県警察職員定数条例の一部改正）

第6条 熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。
第4条第1項第4号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。
（熊本県警察職員懲戒に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県警察職員懲戒に関する条例（昭和29年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）第3条第1項に規定する報酬の額（同条例第2条第2項に規定する手当に相当する額を除く。））」を加える。
（熊本県職員定数条例の一部改正）

第8条 熊本県職員定数条例（昭和30年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時職員又は非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時の職又は非常勤の職を占める職員」に改める。
（熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第9条 熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法」を加える。

別表第2中 「選挙立会人
精神保健指定医
母子相談員
婦人相談員」 を 「選挙立会人」 に改める。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）
第10条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号又は熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（第15条において「臨時的任用職員」という。））」に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。
第14条第2項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第15条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、「非常勤職員」を加え、同条の次に次の1条を加える。
 (会計年度任用職員の給与)

第15条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度の任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の適用を受けるとする。

2 前項の会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員については、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(特勤勤務を要する職員)が18日以上ある当該勤務時間により勤務する者とされているものに対して、職員の例により支給する。
 (熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条の1 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「もの」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。
 (会計年度任用職員の給与)

第19条の2 企業職員の職員以外のものうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、熊本県会計年度の任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の適用を受けるとする。

2 前項の会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員については、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(特勤勤務を要する職員)が18日以上ある当該勤務時間により勤務する者とされているものに対して、職員の例により支給する。
 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条の3 熊本県条例第6号の1の一部を次のように改正する。
 (熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。
 (熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条の2を次のように改正する。
 (平成4年熊本県条例第14号)の一部

第2条の次に次の1号を加える。
 (4) 次のいずれかにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれかにも該当する非常勤職員
 (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月到達する日(第2条の2の第3号及び第2条の3において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては、更に、その2任期(任期が更新される場合)において、更新された後、引き続き採用されないこと及び特定職に引き続き採用されないこと
 (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしていない非常勤職員に限り、当該非常勤職員が育児休業の期間の末日とされた日(以下「1歳到達日」という。))において当該非常勤職員が引き続き採用される日(以下「1歳到達日」という。))

ウ 当該非常勤職員の育児休業の期間の末日とされる日(以下「1歳到達日」という。))において当該非常勤職員が引き続き採用される日(以下「1歳到達日」という。))

第2条の2の次に次の2条を加える。
 (育児休業法第2条第1項の条で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業(その他法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。))をしている場合にお

いて1日につき定められた勤務時間から5時間の45分を減じ時間を超えな範囲内
 で(当該非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
 休業第61条第3項(以下当該時間)を「職員(会計年度任用職員を除く。)」がに改め、同条に次
 合に介するものとする。を「職員(会計年度任用職員を除く。)」がに改め、同条に次
 該内)で行うものとする。を「職員(会計年度任用職員を除く。)」がに改め、同条に次
 第30条中「職員」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」がに改め、同条に次
 の1項を加える。職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについ
 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱いについ
 ては、人事委員会規則で定める。
 (熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
 第14条熊本県の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)
 の一部を次のように改正する。
 第17条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「非常勤職員」を「会計
 年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員」を「地方公務員法第22条第3項、地
 方公務員法の育児休業等に関する法律第66条第1項第2号若しくは熊本県職員等
 の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号
 より臨時任用される職員」に、「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短
 時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任
 用職員」に改める。
 (公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)
 第15条公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例
 第53号)の一部を次のように改正する。
 第22条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「
 条件採用」を「条件付採用」に改める。
 (熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)
 第16条熊本県の職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本県
 条例第1号)の一部を次のように改正する。
 第3条中「、職員(」の次に「地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児
 休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は熊本県職員等
 の配偶者同行休業に関する条例(平成26年熊本県条例第50号)第9条第1項第2号
 の規定により」を、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲
 げる職員」を加える。
 (熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
 第17条熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例
 第11号)の一部を次のように改正する。
 第27条の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「もの」の次
 に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加
 え、同条の次に次の1条を加える。
 (会計年度任用職員の給与)
 第27条の2 病院局職員で職員以外のもののうち地方公務員法第22条の2第1項に
 規定する会計年度任用職員給与の種類及び基準は、熊本県会者年の例による。給
 等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の適用を受ける。第22条の2第1項
 2 前項の会計年度任用職員の退職手当については、地方公務員法第22条の2第1項
 第2号に掲げる会計年度任用職員のうち、通常勤務しなかつた者が、その対
 いる勤務時間以上勤務した日(特に勤務しなかつた者)が18
 日以上ある月が引き続いて6月を超えたと
 き以上当該勤務時間により勤務するこ
 とに達し、かつ、その対
 して、職員の例により
 支給する。
 附 則
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和元年7月1日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号
 熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第60号中「8,600円」を「8,700円」に改め、同項第60
 号9及び第60号の10中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第8
 2号ア中「6,500円」を「6,600円」に改め、同号イ中「4,500円」を「4,
 600円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「3,700円」に改め、同項第157
 号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第221号中「19,200
 円」を「19,300円」に改め、同項第222号中「17,700円」を「17,90
 0円」に改め、同項第240号中「8,000円」を「8,100円」に改め、同項第2

44号中「20,600円」を「20,700円」に改め、同項第273号ア中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同項第277号ア中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同号ウ及びエ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号オ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項第362号ア中「6,800円」を「6,900円」に改め、同項第363号の2中「12,300円」を「12,700円」に改め、同項第370号の5中「9,700円」を「9,800円」に改め、同項第417号ア中「5,900円」を「6,000円」に改め、同号イ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第418号中「2,600円」を「2,700円」に改め、同項第419号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第512号中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同項第532号ア(ア)中「17,900円」を「18,200円」に改め、同号ア(イ)中「8,900円」を「9,200円」に改め、同号ア(ウ)中「11,900円」を「12,100円」に改め、同号ア(エ)中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第582号の3中「38,000円」を「39,000円」に改める。

第5条第3項中「第2条第1項第528号」を「第2条第1項第649号」に改める。

別表第26の11備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条第3項の改正規定 公布の日
 - (2) 別表第26の11備考2の改正規定 令和元年7月1日
- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「(日本工業規格A4)」を削る。

- (1) 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年熊本県条例第3号)別記様式
- (2) 熊本県種雄畜条例(昭和28年熊本県条例第44号)別記第2号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式及び別記第9号様式
- (3) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第30号)別記様式
- (4) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第31号)別記様式

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7年1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「をいう。」の次に「附則第3条の2を除き、」を加える。

第35条第1項第5号中「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第41条第1項第1号ウ中「によって」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第100条の3第1項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「第149条第1項第4号イ(3)」を「第149条第1項第4号イ(2)」に改め、「平成32年度基準エネルギー消費効率をいう」の次に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号エ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号オとし、同号ウ中「第9条の4第3項」を「第9条の4第4項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号エとし、同号イ中「第9条の4第2項」を「第9条の4第3項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第1項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)中「第149条第1項第4号ロ(3)」を「第149条第1項第4号ハ(2)」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第2項に規定するもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第1項第2号中「第149条第1項第5号に」を「第149条第1項第6号に」に、「。次項第2号に」を「。次項第3号に」に改め、同号ア中「第9条の4第5項」を「第9条の4第8項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年軽油軽中量車基準(法第149条第1項第6号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準(法第149条第1項第6号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

と。
 第100条の3第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第9項」に改め、同号ウ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第10項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成28年軽油重量車基準(法第149条第1項第6号ニ(1)(i)に規定する平成28年軽油重量車基準をいう。次項第3号ウ(ア)aにおいて同じ。)に適合すること。
 - b 平成21年軽油重量車基準(法第149条第1項第6号ニ(1)(ii)に規定する平成21年軽油重量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第100条の3第1項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第11項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げる石油ガス自動車(法第149条第1項第5号に規定する石油ガス自動車を用いる次項第2号において同じ。)
 ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第6項に規定するもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準(法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準(法第149条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第7項に規定するもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

第100条の3第2項第1号ア中「乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第10項」を「第9条の4第12項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

第100条の3第2項第1号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ウ中「第9条の4第12項」を「第9条の4第16項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

第100条の3第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号オとし、同号イ中「第9条の4第11項」を「第9条の4第15項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- ないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- 第100条の3第2項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第13項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第14項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- 第100条の3第2項第2号ア中「第9条の4第13項」を「第9条の4第19項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- 第100条の3第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第20項」に改め、同号ウ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第21項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- 第100条の3第2項第2号エを削り、同号オ中「第9条の4第17項」を「第9条の4第22項」に改め、同号オを同号エとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
 - ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第17項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第18項に規定するもの
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であるこ

と。
 第100条の3第4項中「及びイ」を「からウまで」に、「第1号アに」を「第1号アからウまでに」に改め、同項の表第1項第1号ア(ウ)の項中「第1項第1号ア(ウ)」を「第1項第1号ア(イ)」に、「第149条第1項第4号イ(3)」を「第149条第1項第4号イ(2)」に改め、「をいう」の次に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「次項第1号ア(ウ)」を「次項第1号」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1項第1号イ(イ) | 平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110 | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165 |
|------------|----------------------------|----------------------------|

第100条の3第4項の表第1項第1号イ(ウ)の項中「第1項第1号イ(ウ)」を「第1項第1号ウ(イ)」に、「第149条第1項第4号ロ(3)」を「第149条第1項第4号ハ(2)」に改め、同表第2項第1号ア(ウ)の項中「第2項第1号ア(ウ)」を「第2項第1号ア(イ)」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|------------|-------------------|------------------------------------|
| 第2項第1号イ(イ) | 平成32年度基準エネルギー消費効率 | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値 |
|------------|-------------------|------------------------------------|

| | | |
|------------|----------------------------|----------------------------|
| 第2項第1号ウ(イ) | 平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 | 平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138 |
|------------|----------------------------|----------------------------|

第101条第1項第1号イ中「29,500円」を「25,000円」に、「34,500円」を「30,500円」に、「39,500円」を「36,000円」に、「45,000円」を「43,500円」に、「51,000円」を「50,000円」に、「58,000円」を「57,000円」に、「66,500円」を「65,500円」に、「76,500円」を「75,500円」に、「88,000円」を「87,000円」に、「111,000円」を「110,000円」に改め、同項第5号イ中「23,600円」を「20,000円」に、「27,600円」を「24,400円」に、「31,600円」を「28,800円」に、「総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの年額36,000円」を「総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの年額34,800円」に、「40,800円」を「40,000円」に、「46,400円」を「45,600円」に、「53,200円」を「52,400円」に、「61,200円」を「60,400円」に、「70,400円」を「69,600円」に、「88,800円」を「88,000円」に改める。

附則第3条の次に次の1条を加える。
 (賦課徴収事務の一部委任の特例)

第3条の2 知事は、法附則第29条の9第1項、第29条の10第1項、第29条の11、第29条の12第1項及び第29条の13に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を自動車税事務所長に委任する。

附則第6条の3中「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の9」を「100分の5.7」に改める。

附則第6条の7及び第7条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第7条の2から第8条の2までの規定及び第8条の4第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第8条の8に次の1項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第100条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第8条の8を附則第8条の11とし、同条の次に次の1条を加える。
 (環境性能割の課税標準の特例)

第8条の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線一定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当しないものであって降口から車椅子固定装置を備えるまでの通路に段がないもの(省令で附則第4条第1項に規定するものに限る。)で最初の第99条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第9条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受け、令和3年3月31日までに同法第100条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自

合用のバスを乗じて得た数値が15以上150以下である路線で、知事が
 地域住民の生活の非課税) 乗必要と認めためて指定したものをとする。
 (環境性能割の非課税) 乗必要と認めためて指定したものをとする。
 第8条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を
 第1項の規定にかかわらず、第1項第1号イ(同条第4項に於いて「特定期間」とい
 2 第100条に掲げる自動車の間(附則第8条第1項の規定にか
 第2号イに掲げる自動車の間(附則第8条第1項の規定にか
 に行われるときに限り、第99条第1項の規定にか
 ものとする。
 (環境性能割の特例)

第8条の10 自動車税事務所長は、当分の間、環境性能割の賦課徴収に
 が法第149条第1項(同条第3項)若しくは第2項の規定にか
 て同じ。又は第100条の3第1項第1号イ(同条第4項に於いて「特定期間」とい
 おいて準用する。場合を含む。)又は令
 出量若しくは粒状酸化物質の排出量等(以下この項において「
 100条の3第1項等」という。)に基
 て「非課税対象」として認定する
 大臣の認定等(申請に基づき、事
 課税対象の車等に該当するもの
 第4条の10に規定するもの

2 自動車税事務所長は、当分の間、納付すべき環境性能割の額に
 延長された納期限(後述)の申請を受理するに当たっては、
 交通大臣の認定等(申請に基づき、事
 臣の認定等(申請に基づき、事
 提出すべき環境性能割の額に
 3 納付すべき環境性能割の額に
 付し、同条第9条の見出しを削り、同
 を加え、「同項第2号」を「法第149条第1項第2号」及び「
 項」を「同条第1項」に改め、「同条第3項」を「次条第2項
 を用車(三輪の小型自動車、又は液化石油ガス自動車(以下
 同条第1号中「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に
 の条において「ガソリン自動車」という。))及び「
 (最初の第99条の2第3項に規定する新登録(以下この条
 いう。))」を削り、同条第2号中「第149条第1項第5号」
 を加え、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同条の表第1

| | |
|---------|----------|
| 16,000円 | 18,400円 |
| 23,600円 | 27,100円 |
| 27,600円 | 31,700円 |
| 31,600円 | 36,300円 |
| 36,000円 | 41,400円 |
| 40,800円 | 46,900円 |
| 46,400円 | 53,300円 |
| 53,200円 | 61,100円 |
| 61,200円 | 70,300円 |
| 70,400円 | 80,900円 |
| 88,800円 | 102,100円 |

項第1号イの項を削り、同表第1項第5号イの項中

| | |
|---------|---------|
| 36,000円 | 41,400円 |
| 23,500円 | 27,000円 |
| 11,000円 | 12,600円 |

を

| | |
|---------|---------|
| 16,000円 | 18,400円 |
| 36,000円 | 41,400円 |
| 23,500円 | 27,000円 |
| 11,000円 | 12,600円 |

に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 次に掲げる自動車に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第101条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (1) 電気自動車
 - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきのもので、省令第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの
 - (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
 - (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定められる窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1) (ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定められる窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率が100分の130を超えないもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの
 - (5) 石油ガスのうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1) (i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定められる窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1) (ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定められる窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率が100分の130を超えないもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの
 - (6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

| | | |
|---------|---------|---------|
| 第1項第1号ア | 7,500円 | 2,000円 |
| | 8,500円 | 2,500円 |
| | 9,500円 | 2,500円 |
| | 13,800円 | 3,500円 |
| | 15,700円 | 4,000円 |
| | 17,900円 | 4,500円 |
| | 20,500円 | 5,500円 |
| | 23,600円 | 6,000円 |
| | 27,200円 | 7,000円 |
| | 40,700円 | 10,500円 |
| 第1項第1号イ | 25,000円 | 6,500円 |
| | 30,500円 | 8,000円 |
| | 36,000円 | 9,000円 |
| | 43,500円 | 11,000円 |
| | 50,000円 | 12,500円 |

| | | |
|------------|----------|---------|
| | 57,000円 | 14,500円 |
| | 65,500円 | 16,500円 |
| | 75,500円 | 19,000円 |
| | 87,000円 | 22,000円 |
| | 110,000円 | 27,500円 |
| 第1項第2号ア | 6,500円 | 2,000円 |
| | 9,000円 | 2,500円 |
| | 12,000円 | 3,000円 |
| | 15,000円 | 4,000円 |
| | 18,500円 | 5,000円 |
| | 22,000円 | 5,500円 |
| | 25,500円 | 6,500円 |
| | 29,500円 | 7,500円 |
| | 4,700円 | 1,200円 |
| | 7,500円 | 2,000円 |
| | 15,100円 | 4,000円 |
| 第1項第2号イ | 8,000円 | 2,000円 |
| | 11,500円 | 3,000円 |
| | 16,000円 | 4,000円 |
| | 20,500円 | 5,500円 |
| | 25,500円 | 6,500円 |
| | 30,000円 | 7,500円 |
| | 35,000円 | 9,000円 |
| | 40,500円 | 10,500円 |
| | 6,300円 | 1,600円 |
| | 10,200円 | 3,000円 |
| | 20,600円 | 5,500円 |
| 第1項第3号ア(ア) | 12,000円 | 3,000円 |
| | 14,500円 | 4,000円 |
| | 17,500円 | 4,500円 |
| | 20,000円 | 5,000円 |
| | 22,500円 | 6,000円 |
| | 25,500円 | 6,500円 |
| | 29,000円 | 7,500円 |
| 第1項第3号ア(イ) | 26,500円 | 7,000円 |
| | 32,000円 | 8,000円 |
| | 38,000円 | 9,500円 |
| | 44,000円 | 11,000円 |
| | 50,500円 | 13,000円 |
| | 57,000円 | 14,500円 |
| | 64,000円 | 16,000円 |
| 第1項第3号イ | 33,000円 | 8,500円 |
| | 41,000円 | 10,500円 |
| | 49,000円 | 12,500円 |
| | 57,000円 | 14,500円 |
| | 65,500円 | 16,500円 |
| | 74,000円 | 18,500円 |
| | 83,000円 | 21,000円 |
| 第1項第4号ア | 4,500円 | 1,500円 |
| | 5,500円 | 1,500円 |
| | 6,500円 | 2,000円 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 第1項第4号イ | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,000円 | 1,500円 |
| | 7,000円 | 2,000円 |
| | 8,500円 | 2,500円 |
| | 5,300円 | 1,500円 |
| 第1項第5号ア | 12,000円 | 3,000円 |
| | 27,500円 | 7,000円 |
| | 17,500円 | 4,500円 |
| | 8,500円 | 2,500円 |
| 第1項第5号イ | 16,000円 | 4,000円 |
| | 20,000円 | 5,000円 |
| | 24,400円 | 6,500円 |
| | 28,800円 | 7,500円 |
| | 34,800円 | 9,000円 |
| | 40,000円 | 10,000円 |
| | 45,600円 | 11,500円 |
| | 52,400円 | 13,500円 |
| | 60,400円 | 15,500円 |
| | 69,600円 | 17,500円 |
| | 88,000円 | 22,000円 |
| | 36,000円 | 9,000円 |
| | 23,500円 | 6,000円 |
| | 11,000円 | 3,000円 |
| 第2項第1号 | 3,700円 | 1,000円 |
| | 4,700円 | 1,200円 |
| | 6,300円 | 1,600円 |
| 第2項第2号 | 5,200円 | 1,300円 |
| | 6,300円 | 1,600円 |
| | 8,000円 | 2,000円 |
| 第4項 | 12,000円 | 3,000円 |
| | 14,500円 | 4,000円 |
| | 17,500円 | 4,500円 |
| | 20,000円 | 5,000円 |
| | 22,500円 | 6,000円 |
| | 25,500円 | 6,500円 |
| | 29,000円 | 7,500円 |

3 次に掲げる自動車に対する第101条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年し度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第101条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率が100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第5項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率が100分の110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの

| | | |
|------------|---------|---------|
| 第1項第1号ア | 7,500円 | 4,000円 |
| | 8,500円 | 4,500円 |
| | 9,500円 | 5,000円 |
| | 13,800円 | 7,000円 |
| | 15,700円 | 8,000円 |
| | 17,900円 | 9,000円 |
| | 20,500円 | 10,500円 |
| | 23,600円 | 12,000円 |
| | 27,200円 | 14,000円 |
| | 40,700円 | 20,500円 |
| | 40,700円 | 20,500円 |
| 第1項第1号イ | 25,000円 | 12,500円 |
| | 30,500円 | 15,500円 |
| | 36,000円 | 18,000円 |
| | 43,500円 | 22,000円 |
| | 50,000円 | 25,000円 |
| | 57,000円 | 28,500円 |
| | 65,500円 | 33,000円 |
| | 75,500円 | 38,000円 |
| | 87,000円 | 43,500円 |
| 110,000円 | 55,000円 | |
| 第1項第2号ア | 6,500円 | 3,500円 |
| | 9,000円 | 4,500円 |
| | 12,000円 | 6,000円 |
| | 15,000円 | 7,500円 |
| | 18,500円 | 9,500円 |
| | 22,000円 | 11,000円 |
| | 25,500円 | 13,000円 |
| | 29,500円 | 15,000円 |
| | 4,700円 | 2,400円 |
| | 7,500円 | 4,000円 |
| | 15,100円 | 8,000円 |
| | 15,100円 | 8,000円 |
| 第1項第2号イ | 8,000円 | 4,000円 |
| | 11,500円 | 6,000円 |
| | 16,000円 | 8,000円 |
| | 20,500円 | 10,500円 |
| | 25,500円 | 13,000円 |
| | 30,000円 | 15,000円 |
| | 35,000円 | 17,500円 |
| | 40,500円 | 20,500円 |
| | 6,300円 | 3,200円 |
| | 10,200円 | 5,500円 |
| | 20,600円 | 10,500円 |
| 第1項第3号ア(ア) | 12,000円 | 6,000円 |
| | 14,500円 | 7,500円 |
| | 17,500円 | 9,000円 |
| | 20,000円 | 10,000円 |
| | 22,500円 | 11,500円 |
| | 25,500円 | 13,000円 |
| | 29,000円 | 14,500円 |
| 第1項第3号ア(イ) | 26,500円 | 13,500円 |
| | 32,000円 | 16,000円 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| | 38,000円 | 19,000円 |
| | 44,000円 | 22,000円 |
| | 50,500円 | 25,500円 |
| | 57,000円 | 28,500円 |
| | 64,000円 | 32,000円 |
| 第1項第3号イ | 33,000円 | 16,500円 |
| | 41,000円 | 20,500円 |
| | 49,000円 | 24,500円 |
| | 57,000円 | 28,500円 |
| | 65,500円 | 33,000円 |
| | 74,000円 | 37,000円 |
| | 83,000円 | 41,500円 |
| 第1項第4号ア | 4,500円 | 2,500円 |
| | 5,500円 | 3,000円 |
| | 6,500円 | 3,500円 |
| | 3,900円 | 2,000円 |
| 第1項第4号イ | 6,000円 | 3,000円 |
| | 7,000円 | 3,500円 |
| | 8,500円 | 4,500円 |
| | 5,300円 | 3,000円 |
| 第1項第5号ア | 12,000円 | 6,000円 |
| | 27,500円 | 14,000円 |
| | 17,500円 | 9,000円 |
| | 8,500円 | 4,500円 |
| 第1項第5号イ | 16,000円 | 8,000円 |
| | 20,000円 | 10,000円 |
| | 24,400円 | 12,500円 |
| | 28,800円 | 14,500円 |
| | 34,800円 | 17,500円 |
| | 40,000円 | 20,000円 |
| | 45,600円 | 23,000円 |
| | 52,400円 | 26,500円 |
| | 60,400円 | 30,500円 |
| | 69,600円 | 35,000円 |
| | 88,000円 | 44,000円 |
| | 36,000円 | 18,000円 |
| | 23,500円 | 12,000円 |
| | 11,000円 | 5,500円 |
| 第2項第1号 | 3,700円 | 1,800円 |
| | 4,700円 | 2,300円 |
| | 6,300円 | 3,200円 |
| 第2項第2号 | 5,200円 | 2,600円 |
| | 6,300円 | 3,200円 |
| | 8,000円 | 4,000円 |
| 第4項 | 12,000円 | 6,000円 |
| | 14,500円 | 7,500円 |
| | 17,500円 | 9,000円 |
| | 20,000円 | 10,000円 |
| | 22,500円 | 11,500円 |
| | 25,500円 | 13,000円 |
| | 29,000円 | 14,500円 |

| | | |
|------|----------|----------|
| 第1号キ | 66,500円 | 76,400円 |
| 第1号ク | 76,500円 | 87,900円 |
| 第1号ケ | 88,000円 | 101,200円 |
| 第1号コ | 111,000円 | 127,600円 |
| 第2号ア | 23,600円 | 27,100円 |
| 第2号イ | 27,600円 | 31,700円 |
| 第2号ウ | 31,600円 | 36,300円 |
| 第2号エ | 36,000円 | 41,400円 |
| 第2号オ | 40,800円 | 46,900円 |
| 第2号カ | 46,400円 | 53,300円 |
| 第2号キ | 53,200円 | 61,100円 |
| 第2号ク | 61,200円 | 70,300円 |
| 第2号ケ | 70,400円 | 80,900円 |
| 第2号コ | 88,800円 | 102,100円 |

3 第1項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|----------|---------|
| 第1号ア | 29,500円 | 7,500円 |
| 第1号イ | 34,500円 | 9,000円 |
| 第1号ウ | 39,500円 | 10,000円 |
| 第1号エ | 45,000円 | 11,500円 |
| 第1号オ | 51,000円 | 13,000円 |
| 第1号カ | 58,000円 | 14,500円 |
| 第1号キ | 66,500円 | 17,000円 |
| 第1号ク | 76,500円 | 19,500円 |
| 第1号ケ | 88,000円 | 22,000円 |
| 第1号コ | 111,000円 | 28,000円 |
| 第1号サ | 29,500円 | 7,500円 |
| 第2号ア | 23,600円 | 6,000円 |
| 第2号イ | 27,600円 | 7,000円 |
| 第2号ウ | 31,600円 | 8,000円 |
| 第2号エ | 36,000円 | 9,000円 |
| 第2号オ | 40,800円 | 10,500円 |
| 第2号カ | 46,400円 | 12,000円 |
| 第2号キ | 53,200円 | 13,500円 |
| 第2号ク | 61,200円 | 15,500円 |
| 第2号ケ | 70,400円 | 18,000円 |
| 第2号コ | 88,800円 | 22,500円 |

4 第1項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（第104条第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|---------|
| 第1号ア | 29,500円 | 15,000円 |
| 第1号イ | 34,500円 | 17,500円 |
| 第1号ウ | 39,500円 | 20,000円 |
| 第1号エ | 45,000円 | 22,500円 |

| | | |
|------|----------|---------|
| 第1号オ | 51,000円 | 25,500円 |
| 第1号カ | 58,000円 | 29,000円 |
| 第1号キ | 66,500円 | 33,500円 |
| 第1号ク | 76,500円 | 38,500円 |
| 第1号ケ | 88,000円 | 44,000円 |
| 第1号コ | 111,000円 | 55,500円 |
| 第2号ア | 23,600円 | 12,000円 |
| 第2号イ | 27,600円 | 14,000円 |
| 第2号ウ | 31,600円 | 16,000円 |
| 第2号エ | 36,000円 | 18,000円 |
| 第2号オ | 40,800円 | 20,500円 |
| 第2号カ | 46,400円 | 23,500円 |
| 第2号キ | 53,200円 | 27,000円 |
| 第2号ク | 61,200円 | 31,000円 |
| 第2号ケ | 70,400円 | 35,500円 |
| 第2号コ | 88,800円 | 44,500円 |

(種別割の賦課徴収の特例)

- 第9条の3 自動車税事務所長は、種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第9条第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率について、同条第2項若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項の規定の適用を受けるときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車について認定又は評価に基づき当該認定等基準に適合するものとする。)に基
- 2 自動車税事務所長は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第103条に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段(当該申請を含む。)により国土交通大臣の認定等を取引の受けたことと事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等種別割に關する規定(第106条から第107条までの規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 附則第13条の2及び第13条の3中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。
- 附則第14条及び第16条中「平成33年9月30日」を「令和3年9月30日」に改める。
- 附則第17条第3項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。
- 第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。
- 第33条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改める。
- 第35条第1項第5号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。
- 附則第9条に次の1項を加える。
- 4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャブリング車に対する第101条第1項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 附則第9条の2第3項及び第4項を削る。
- 附則第9条の3第1項中「若しくは第3項又は前条第3項若しくは第4項」を「から第4項まで」に改める。
- (熊本県自動車税事務所条例の一部改正)
- 第3条 熊本県自動車税事務所条例(昭和40年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項並びに附則第3条の2」に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(熊本県税条例第33条及び第35条第1項の改正規定を除く。)及び附則第6項の規定 令和3年4月1日

(2) 第2条(熊本県税条例第33条及び第35条第1項の改正規定に限る。)及び附則第5項の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例(以下「改正後の県税条例」という。)第41条及び附則第6条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 改正後の県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 改正後の県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第35条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 第2条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第27条第8項中「の学部で」を「(短期大学を除く。第36条第5項、第59条第7項、第61条第4号及び第5号、第69条第23項、第97条第3項、第105条第7項並びに第107条第4号において同じ。)において」に改める。

第36条第5項中「の学部で」を「において」に改める。

第38条第1号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。)」を加える。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第59条第7項中「の学部で」を「において」に改める。

第61条第1号中「第43条第1号」を「第43条第1項第1号」に改め、同条第4号及び第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園、」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第69条第23項、第97条第3項及び第105条第7項中「の学部で」を「において」に改める。

第107条第3号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「の学部で」を「において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第5条中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例(熊本県食の安全安心推進条例(平成17年熊本県条例第22号)の一部を次のように改

正する。
 第2条第2号中「第1条の2第1項」を「第2条第1項」に改める。
 第17条第1号中「第11条」を「第24条」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例
 熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「電子システム技術科」を「電子情報技術科」に改める。
 附 則
 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 2 この条例による改正前の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項に規定する電子システム技術科は、この条例による改正後の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

熊本県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。
 令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県森林環境譲与税基金条例

(設置)
 第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第2項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、熊本県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。
 (積立て)
 第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
 (管理)
 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 (運用益金の処理)
 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
 (繰替運用)
 第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 (基金の処分)
 第6条 知事は、第1条の施策に要する費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
 (委任)
 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。
 第13条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」を、「補修」の次に「、除却」を加え、同条第3項中「登録試験機関（）」の次に「第13条の2第1項及び」を、「及び」の次に「掲出物件の」を加え、同条の次に次の1条を加える。
 (点検義務)
 第13条の2 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、登録試験機関が広告物の表示

- 及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。
- 2 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は、第9条第3項の規定により許可の期間の更新を申請する場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により提出された点検の結果において当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等に劣化、損傷等の異常があり、かつ、当該異常について改善が図られていないと認めるときは、許可の期間を更新してはならない。
- 第15条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「前条」を「次条」に改める。
- 第25条の見出し中「者」の次に「及び広告主」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定は、広告主（屋外広告業者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件の管理を委託する者をいう。）について準用する。
- 第26条を次のように改める。
- 第26条 削除
- 附 則
- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第13条第3項の改正規定（「及び」の次に「掲出物件の」を加える部分に限る。）及び第15条の改正規定 公布の日
- (2) 第13条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「及び」の次に「掲出物件の」を加える部分を除く。）、同条の次に1条を加える改正規定（第13条の2第1項に係る部分に限る。）、第25条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定及び第26条の改正規定 令和元年10月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和2年1月1日
- 2 前項第3号に規定する規定の施行の日前にされた改正前の熊本県屋外広告物条例第9条第3項の規定による許可の期間の更新の申請であつて、前項第3号に規定する規定の施行の際、許可の期間を更新するかどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例
熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表の2の表に次のように加える。

| | | |
|---------|----------|---------|
| 大型映像装置A | 一式1時間につき | 1, 130円 |
| 大型映像装置B | 一式1時間につき | 1, 130円 |

附 則
この条例は、令和元年10月2日から施行する。